

○デジタル庁令第十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄
総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第二条 「略」

〔2 略〕

3 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号又は前条第二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項（国外転出者にあつては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。）の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五十一条の三第一項に規定する書面、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第九十二条第二項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）に規定する書面、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第五十三條の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五條において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書面若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第五十五條の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳又は児童扶養手当証書

〔二 略〕
〔456 略〕

（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類）

第四条 令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により交付市町村長に代わつて同条第一項の市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付市町村長に代わつて同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（以下「交付市町村長等」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

〔イハ 略〕

改 正 前

（住民票の写し等の提示を受けることが困難であると認められる場合等の本人確認の措置）

第二条 「同上」

〔2 同上〕

3 個人番号利用事務等実施者は、令第十二条第一項第二号又は前条第二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、これに代えて、次に掲げる書類のうち二以上の書類（個人番号の提供を行う者の個人識別事項（国外転出者にあつては、氏名及び出生の年月日。以下同じ。）の記載があるものに限る。）の提示を受けなければならない。

一 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証又は児童扶養手当証書

〔二 同上〕
〔456 同上〕

（交付市町村長等が個人番号カードの交付又は引渡しを行う場合の本人確認書類）

第四条 令第十三条の二第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

一 次に掲げるいずれかの措置その他法第十七条第一項の規定により交付市町村長に代わつて同条第一項の市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長に代わつて同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（以下「交付市町村長等」という。）が適当と認める措置をとる場合には、第一条第一号に掲げるいずれかの書類又は出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十八条の二第三項に規定する一時庇護許可書（以下「一時庇護許可書」という。）若しくは同法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書（以下「仮滞在許可書」という。）のうち交付市町村長等が適当と認めるもの

〔イハ 同上〕

「二・三 略」

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（以下この条及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。以下この条及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（前号口に掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあつては、回答書及び前号口に掲げる書類）

「イ・ロ 略」

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類（第三号口に掲げる書類に相当する電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項が表示された映像面の提示を受けた場合にあつては、回答書）

「イ・ロ 略」

六 法第十六条の二第三項の申出をしようとする交付申請者（令第十三条第三項第一号に該当する者に限る。）が、その者に係る出生の届出（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九条第一項の届出をいう。）と同時に、その者に係る交付申請書を提出した場合には、前各号の規定にかかわらず、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第三項、第三条（第二号口を除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」とあるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」とあるのは「個

「二・三 同上」

四 前三号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、個人番号カードの交付の申請について、交付申請者が本人であること及び当該申請が交付申請者の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他交付市町村長等が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書（次号及び第十三条において単に「回答書」という。）（交付市町村長等がやむを得ない理由があると認める場合を除き、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものとして送付されたものに限る。次号及び第十三条において同じ。）及び次に掲げるいずれかの書類（映像面の提示を受けた場合にあつては回答書及び前号口に掲げる書類）

「イ・ロ 同上」

五 前各号に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合であつて、次に掲げる措置をとるときは、回答書及び第三号口に掲げる書類（映像面の提示を受けた場合にあつては、回答書）

「イ・ロ 同上」

「新設」

（個人番号指定請求書の提出を受ける場合の本人確認の措置）

第十二条 令第三条第二項において準用する法第十六条の規定による個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長が行う本人確認の措置については、第一条、第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）及び第三項（第二号口を除く。）、第三条（第二号口を除く。）並びに第十七条第一項の規定を準用する。この場合において、第一条第一号中「特別永住者証明書」とあるのは「特別永住者証明書のうち個人番号指定請求書（令第三条第一項に規定する個人番号指定請求書をいう。以下同じ。）の提出を受ける市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が適当と認めるもの」と、同条第二号中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と、第二条第三項中「二以上」とあるのは「二以上（当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、一以上）」と、同項第一号中「児童扶養手当証書」とあるのは「児童扶養手当証書のうち個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が適当と認める書類」と、同項第二号中「個人番号利用事務実施者が」と

人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあつては、第一条の二第二項第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔2・3 略〕

4 第一項において準用する第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十三条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第二条第三項の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条 令第十三条第七項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、交付市町村長等が必要と認める場合に限るものとする。

（交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する書類）

第十四条 令第十三条第七項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一・二 略〕

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条 令第十三条第七項第二号の主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条 令第十三条第七項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

〔一・二 略〕

〔2 略〕

3 交付市町村長等は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。ただし、交付申請者が特定年齢未満申請者であるときは、第一号に掲げる書類の提示を要しない。

〔一・二 略〕

4 令第十三条第四項ただし書の主務省令で定める書類は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、交付市町村長等が適当と認める書類（交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）とする。

とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長が」と、第三条第二号イ中「前条第一項第一号から第五号まで（国外転出者にあつては、第一条の二第二項第一号から第四号まで）に掲げるいずれかの」とあるのは「第十二条第一項において準用する前条第四号に掲げる」と、同号二中「個人番号利用事務実施者」とあるのは「個人番号指定請求書の提出を受ける市町村長」と読み替えるものとする。

〔2・3 同上〕

4 第一項において準用する第二条第一項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第一号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第一項において読み替えて準用する第二条第三項（第二号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第一項第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において読み替えて準用する第九条第一項の規定は前項の規定による令第十二条第二号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、第二項において準用する第九条第五項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。）の規定は前項の規定による令第十二条第二項第三号に掲げる書類又はその写しの提出を受けることについて、それぞれ準用する。

（交付申請者の代理人から提示を受ける書類）

第十三条 令第十三条第五項後段の主務省令で定める書類は、回答書とする。ただし、交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受ける者が法定代理人である場合には、交付市町村長等が必要と認める場合に限るものとする。

（交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明する書類）

第十四条 令第十三条第五項第一号の主務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

〔一・二 同上〕

（写真の表示等により交付申請者の代理人を確認できる書類）

第十五条 令第十三条第五項第二号の主務省令で定める書類は、第四条第一号から第三号までに掲げるいずれかの書類とする。ただし、個人番号カードの交付を受けている者が代理人として個人番号カードの交付を受ける場合においては、同条中第一号から第三号までの規定の適用については、これらの規定中「いずれかの書類」とあるのは、「いずれかの書類、個人番号カード」とする。

（代理人から提示を受ける交付申請者の個人識別事項の記載等がされた書類）

第十六条 令第十三条第五項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類のうち二以上の書類とする。ただし、当該書類には、第一号に掲げる一以上の書類を含むものとする。

〔一・二 同上〕

〔2 同上〕

3 交付市町村長等は、前二項に掲げる書類の提示を受けることが困難であると認められる場合には、次に掲げる書類の提示を受けるものとする。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

（特定個人情報提供することができる住民基本台帳法の規定） 第十八条 令第十九条の主務省令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条の四第三項若しくは第四項（同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十二条の五、第十三条、第十四条第二項、第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項（同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十二条第二項、第二十四条の二第三項若しくは第六項、第三十条の八、第三十条の十第一項第三号、第三十条の十一第一項第三号、第三十条の十二第一項第三号、第三十条の十三、第三十条の十四、第三十条の十五第二項、第三十条の十五の二第三項、第三十条の二十第一項、第三十条の三十五又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定とする。 （指定都市の区及び総合区に対するこの命令の適用） 第二十二條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市についてこの命令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。			
第四條第一号	法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第四項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第四項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長に代わつて同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（次項及び第十七条第二項において「住所地区長等」という。）は
第四條第二号から第六号まで、第十三条並びに第十六条第一項及び第四項	略	略	略
略	略	略	略
第十六條第二項	略	略	略

同上	法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長に代わつて同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長（次項及び第十七条第二項において「住所地区長等」という。）は
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

附則	
〔略〕	〔略〕
附則第二条第二項	法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付する市町村長

附則

(住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置)

第二条 〔略〕

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第四項の規定により交付する市町村長に代わつて同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長についての第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条第一号中「第一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）、第一条」と、同条第二号及び第三号イ中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」と、第十五条中「第四条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第四条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。

〔3 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次	
〔第一章 略〕	〔第一章 同上〕
第二章 個人番号	第二章 個人番号
〔第一節 略〕	〔第一節 同上〕
第二節 個人番号通知書（第七条―第十五条）	第二節 個人番号通知書（第七条―第十六条）
第三章 個人番号カード（第十六条―第三十九条）	第三章 個人番号カード（第十七条―第三十九条）
〔第四章―第六章 略〕	〔第四章―第六章 同上〕
附則	附則

附則	
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付する市町村長	令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市長及び同項の措置をとるものとされた住所地区長若しくは附票管理区長又は令第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第十七条第二項若しくは第三項の規定により住所地区長若しくは附票管理区長

附則

(住民基本台帳法の一部改正に伴う法第十六条の主務省令で定める書類等に関する経過措置)

第二条 〔同上〕

2 住民基本台帳カードの交付を受けている者に対して法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する市町村長又は同条第二項若しくは第三項の規定により交付する市町村長に代わつて同条第一項第二号の措置をとる領事官若しくは市町村長についての第四条、第十五条及び第十六条第一項の規定の適用については、第四条第一号中「第一条」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（以下「住民基本台帳カード」という。）、第一条」と、同条第二号及び第三号イ中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」と、第十五条中「第四条」とあるのは「附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する第四条」と、第十六条第一項第一号中「第一条」とあるのは「住民基本台帳カード、第一条」とする。

〔3 同上〕

第十条から第十五条まで 削除

第三章 個人番号カード

(個人番号カードの本人の写真の表示が不要である年齢)

第十六条 法第二十七条の主務省令で定める年齢は、一歳とする。

(住民票に基づく個人番号カードの記載等)

第十八条 第八条の規定は、住所地市町村長（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。以下第二十八条第七項、第二十九条並びに第三十三条第五項及び第八項において同じ。）が個人番号カードに法第二十七条の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。

(住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合)

第二十二条 法第十六条の二第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

「一五 略」

六 交付申請者が特定年齢未満申請者であること。

七 略

(個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者等)

第二十三条の二 令第十三条第三項第二号の総務省令で定める期間は、国内転入後転入届をした日から起算して三十日とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない事情があると令第十三条第二項の市町村長（以下この条において単に「市町村長」という。）が認める場合は、この限りでない。

2 令第十三条第三項第三号の総務省令で定める期間は、同号の届出をした日から起算して三十日とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

3 令第十三条第三項第四号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 住民基本台帳法第二十三条第一項の規定による届出をした者であつて、当該届出前にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないもの（令第十三条第三項第二号の者を除く。）（初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

二 住民基本台帳法第三十条の四十六又は第三十条の四十七の規定による届出をした者（当該届出後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

三 令第十四条第五号又は第六号の規定により個人番号カードが失効した者（住民基本台帳法第三十条の四第一項の規定により住民票コードの記載の変更を請求する場合に、令第十五条第四項の規定により個人番号カードを返納した者を含む。）（当該失効又は返納後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

四 第二十八条第一項の規定（紛失した場合に係る部分を除く。）により個人番号カードの再交付を求める者

五 第二十九条第一項の規定（追記欄の余白がなくなった場合に係る部分に限る。）により新たな個人番号カードの交付を求める者

第十条から第十六条まで 削除

第三章 個人番号カード

(住民票に基づく個人番号カードの記載等)

第十八条 第八条の規定は、住所地市町村長（国外転出者にあつては、附票管理市町村長。以下第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第三項及び第六項において同じ。）が個人番号カードに法第二十七条の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。

(住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合)

第二十二条 「同上」

「一五 同上」

「新設」

六 「同上」

「新設」

六 刑の執行のため刑事施設若しくは少年院に収容されていた者、労役場に留置されていた者又は保護処分⁴の執行のため少年院に収容されていた者（釈放後初めて個人番号カードの交付を受けようとする者に限る。）

4 前項に掲げる者が法第十六条の第二第三項の申出をすることができる期間は、その者が個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることに係る事由が発生した日から起算して三十日とする。ただし、当該期間内に交付申請書を提出しないことにつきやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二 法第十六条の第二第八項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

〔一〕五 略

（個人番号カードの交付方法）

第二十三条の四 令第十三条第六項ただし書の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

〔一 略〕

二 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達⁵の記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。次号及び次条において同じ。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。次号及び次条において同じ。）として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

〔三 略〕

（個人番号カードの送付方法）

第二十三条の五 令第十三条第九項の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

一 本人限定受取郵便等（その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。）により送付する方法

二 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

三 病院への入院その他のやむを得ない理由により前二号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、交付申請者の所在地にあてて、書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

四 前三号に掲げる方法により交付することが困難であると認められる場合には、市町村の事務所に送付する方法

（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）

第二十三条の二 法第十六条の第二第六項の総務省令で定める事務は、次に掲げるものとする。

〔一〕五 同上

（個人番号カードの交付方法）

第二十三条の四 令第十三条第四項ただし書の総務省令で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

〔一 同上〕

二 交付申請者に係る住民票に記載されている住所にあてて、書留郵便等（書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達⁶の記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。次号において同じ。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。同号において同じ。）として送付する方法（当該交付申請者が当該方法により確実に交付を受けることができる旨を住所地市町村長に申し出た場合に限る。）

〔三 同上〕

〔新設〕

(個人番号カードの再交付の申請等)

第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。ただし、当該交付申請者が特定年齢未満申請者であるときは、当該写真を添付することを要しない。

〔254 略〕

(紛失した個人番号カードを発見した場合の届出)

第三十条 法第十七条第九項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき(第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く)は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に(国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に)届け出なければならない。

(個人番号カードの失効)

第三十条の二 令第十四条第十号の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

〔一 略〕

二 個人番号カードの交付を受けている者(国外転出者である者に限る。)が第三十三条第九項の規定により、当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合

2 令第十四条第十号の総務省令で定める期間は、九十日とする。

(個人番号カードの暗証番号)

第三十三条 令第十三条第六項本文、第七項第十一項において読み替えて準用する場合を含む。又は第十項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付又は引渡しを受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。

2 法第十六条の二第三項の規定により交付申請者が同項の申出をするときは、当該交付申請者又は令第十三条第四項の代理人は、暗証番号を住所地市町村長(当該交付申請者が令第十三条第二項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合にあつては、当該市町村長。次項において同じ。)を経由して機構に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3 令第十三条第六項本文の規定により交付申請者(同条第三項第一号から第三号まで又は第二十二条の二第三項各号に該当する者であつて、住所地市町村長が適当と認めるものに限る。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、第一項の規定にかかわらず、暗証番号を住所地市町村長を経由して機構に届け出なければならない。この場合において、機構は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

4 令第十三条第六項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長に(当該交付申請者が令第十三条第二項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合にあつては、当該市町村長を経由して住所地市町村長に)届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

5 令第十三条第七項(第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により交付申請者の指定した者(当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付又は引渡しを受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

6 〔略〕

9 〔略〕

(個人番号カードの再交付の申請等)

第二十八条 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合には、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、個人番号カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該個人番号カードの交付を受けている者の氏名、住所及び個人番号を記載し、かつ、その者の写真を添付した再交付申請書を提出して、個人番号カードの再交付を求めることができる。

〔254 同上〕

(紛失した個人番号カードを発見した場合の届出)

第三十条 法第十七条第八項の規定による届出をした者は、紛失した個人番号カードを発見したとき(第二十八条第五項に規定する場合に該当して発見した個人番号カードを返納したときを除く)は、遅滞なく、その旨を住所地市町村長に(国外転出者にあつては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に)届け出なければならない。

(個人番号カードの失効)

第三十条の二 令第十四条第十号本文の総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

〔一 同上〕

二 個人番号カードの交付を受けている者(国外転出者である者に限る。)が第三十三条第七項の規定により、当該個人番号カードを領事官を経由して附票管理市町村長に提出した場合

2 令第十四条第十号ただし書の総務省令で定める期間は、九十日とする。

(個人番号カードの暗証番号)

第三十三条 令第十三条第四項本文、第五項、第七項又は第八項の規定により読み替えて適用する第五項の規定により交付申請者又はその法定代理人が個人番号カードの交付又は引渡しを受けるときは、当該交付申請者又はその法定代理人は、当該個人番号カードに四桁の数字からなる暗証番号(以下この条において「暗証番号」という。)を設定しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

2 令第十三条第四項ただし書の規定により交付申請者が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者は、暗証番号を住所地市町村長に(当該交付申請者が法第十六条の二第二項の規定により住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合にあつては、当該市町村長を経由して住所地市町村長に)届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

3 令第十三条第五項又は同条第八項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定により交付申請者の指定した者(当該交付申請者の法定代理人を除く。以下この項において同じ。)が個人番号カードの交付を受けるときは、当該交付申請者の指定した者は、暗証番号を住所地市町村長に届け出なければならない。この場合において、住所地市町村長は、当該個人番号カードに当該暗証番号を設定するものとする。

4 〔同上〕

7 〔同上〕

(機構への通知)

第三十六条 「略」

2 市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

「一、四 略」

五 法第十六条の二第八項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨

〔六 略〕

第五十七条 「略」

2 指定都市についてこの省令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(機構への通知)
第三十六条 [同上]
2 [同上]
「一、四 同上」
五 法第十六条の二第六項に規定する事務に係る事項として、個人番号カードを交付した場合、個人番号カードを紛失した旨の届出（個人番号カードの利用の一時停止に係るものを除く。）を受けた場合、紛失した個人番号カードを発見した旨の届出を受けた場合、個人番号カードがその効力を失ったことを知った場合又は個人番号カードの返納を受けた場合には、その旨
〔六 同上〕
第五十七条 [同上]
2 [同上]

第三十三条第三項		住所都市町村長が	住所都市長（その者が令第四十四条第二項の規定により読み替えられた令第十三条第二項の規定により住所都市長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出する場合にあつては、当該市町村長）が
第三十三条第四項		住所都市町村長を	住所地区長及び住所都市長を
第三十三条第五項		住所都市町村長に（令第十三条第二項	住所地区長を経由して住所都市長に（令第四十四条第二項の規定により読み替えられた令第十三条第二項
第三十三条第六項		住所都市町村長以外	住所都市長以外
第三十三条第九項		住所都市町村長に	住所都市長に
略		住所地区長は	住所地区長は

別記様式（第25条関係）

【図 略】

備考 1 ～ 5 【略】

6 表面中「写真」の部分については、個人番号カードの交付を受けようとする者が法第十六条の二第一項の申請の日において法第二条第七項の主務省令で定める年齢に満たない者である場合には、表示されないものとする。

7 【略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改	正	後
---	---	---

（署名利用者確認の際に提出する書類）

第五条 【略】

2 住所都市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするとき、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類（当該代理人が法定代理人の場合にあつては、法定代理人であることを示す書類及び当該次の各号に掲げる書類）の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該署名利用者確認が住民基本

住所都市町村長に		住所都市長に
住所都市町村長は		住所地区長は
第三十三条第三項		同上
第三十三条第四項		同上
第三十三条第七項		同上
同上		同上

別記様式（第25条関係）

【図 同左】

備考 1 ～ 5 【同左】

【新設】

6 【同左】

改	正	前
---	---	---

（署名利用者確認の際に提出する書類）

第五条 【同左】

2 住所都市町村長は、法第三条第三項に規定する署名利用者確認を代理人を通じてするとき、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該署名利用者確認が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条第一項の規定による届出、同法第二十三条の規定による届出

台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條第一項の規定による届出、同法第二十三條の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四條の規定による届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

〔一・二 略〕

3 個人番号カード用署名用電子証明書の申請者が発行の申請の日において番号利用法第二條第七項の主務省令で定める年齢に満たない者（第四十一條第三項及び第四十七條の二において「特定年齢未満申請者」という。）であり、かつ、法第三條第三項に規定する署名利用者確認を当該申請者に係る出生の届出（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第四十九條第一項の届出をいう。第四十一條第三項において同じ。）と同時にする場合には、前二項の規定にかかわらず、住所地市町村長は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、住所地市町村長が適当と認める書類（申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る。）の提出を求めるものとする。

4 前三項の規定は、法第三條第十項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所地市町村長」とあるのは、「住所地市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、法第三條の二第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

8 第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第九條第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九條第一項の申請」と読み替えるものとする。

9 第一項及び第二項（第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第九條第三項において準用する法第三條の二第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九條第一項の申請」と読み替えるものとする。

10 第一項及び第二項（第四項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十條第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十條第一項の届出」と、「当該申請」とあるのは「法第十條第一項の届出」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十條第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

又は国外に転出する旨の同法第二十四條の規定による届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

3 前二項の規定は、法第三條第十項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所地市町村長」とあるのは、「住所地市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第三條の二第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

〔5・6 同上〕

7 第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第九條第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九條第一項の申請」と読み替えるものとする。

8 第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第九條第三項において準用する法第三條の二第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第九條第一項の申請」と読み替えるものとする。

9 第一項及び第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定は、法第十條第二項において準用する法第三條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十條第一項の届出」と、「当該申請」とあるのは「法第十條第一項の届出」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十條第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

11 第一項及び第二項（第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条 〔略〕

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。以下この条及び第十条において同じ。）が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百十五号。以下「番号利用法施行令」という。）第十三条第六項ただし書の規定による個人番号カードの交付を受ける場合又は申請者がその代理人を通じて個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請をする場合 住所地市町村長

二 番号利用法第十七条第三項の個人番号カードの交付を受ける場合又は番号利用法施行令第十三条第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合（申請者が同条第三項第一号から第三号まで又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十二条の二第三項各号に該当する者であつて住所地市町村長が適当と認めるものである場合に限る。第四十二条第二号において同じ。） 機構

〔3 略〕

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

（住民票の記載の軽微な修正）

第二十条 法第十二条第一号に規定する総務省令で定める軽微な修正は、次のとおりとする。

一 常用平易な文字（戸籍法第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号において同じ。）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

〔二七七 略〕

10 第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第十条第三項において準用する法第三条の二第二項において準用する法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第十条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号の作成の方法等）

第六条 〔同上〕

2 申請者は、法第三条第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあっては、附票管理市町村長。次項及び第十条において同じ。）が個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号及び署名利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔3 同上〕

（個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例）

第十七条 法第三条第四項（同条第十項及び法第三条の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七条第九項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者符号に係る署名利用者による法第十条第一項の規定による法第三条第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。

（住民票の記載の軽微な修正）

第二十条 〔同上〕

一 常用平易な文字（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第五十条第一項に規定する常用平易な文字をいう。以下この号において同じ。）以外の文字の常用平易な文字への変更に伴う氏名又は住所に係る記載の修正

〔二七七 同上〕

(利用者証明利用者確認の際に提出する書類)

第四十一条 〔略〕

2 住所地市町村長は、法第二十二條第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類(当該代理人が法定代理人の場合にあつては、法定代理人であることを示す書類及び当該次の各号に掲げる書類)の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出、同法第二十三條の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四條の規定による届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

〔一・二 略〕

3 個人番号カード利用者証明用電子証明書の申請者が特定年齢未満申請者であり、かつ、法第二十二條第三項に規定する利用者証明利用者確認を当該申請者に係る出生の届出と同時にする場合に、前二項の規定にかかわらず、住所地市町村長は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、住所地市町村長が適当と認める書類(申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項の記載があるものに限る)の提出を求めるものとする。

4 前三項の規定は、法第二十二條第十項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、前三項中「住所地市町村長」とあるのは、「住所地市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

5 第一項及び第二項の規定は、法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

〔6・7 略〕

8 第一項及び第二項(第四項において準用する場合を含む)の規定は、法第二十八條第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八條第一項の申請」と読み替えるものとする。

9 第一項及び第二項(第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む)の規定は、法第二十八條第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八條第一項の申請」と読み替えるものとする。

10 第一項及び第二項(第四項において準用する場合を含む)の規定は、法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは、「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは、「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発

(利用者証明利用者確認の際に提出する書類)

第四十一条 〔同上〕

2 住所地市町村長は、法第二十二條第三項に規定する利用者証明利用者確認を代理人を通じてするときは、当該代理人に対し、申請者本人の署名又は記名押印がある委任状及び次の各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。ただし、当該利用者証明利用者確認が住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出、同法第二十三條の規定による届出又は国外に転出する旨の同法第二十四條の規定による届出と併せて行われる場合であつて、当該代理人が申請者本人と同一の世帯に属する者又は法定代理人であるときは、第二号の回答書の提示又は提出を求めることを要しない。

〔一・二 同上〕

〔新設〕

3 前二項の規定は、法第二十二條第十項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、前二項中「住所地市町村長」とあるのは、「住所地市町村長以外の市町村長」と読み替えるものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「住所地市町村長」とあるのは、「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。

〔5・6 同上〕

7 第一項及び第二項(第三項において準用する場合を含む)の規定は、法第二十八條第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八條第一項の申請」と読み替えるものとする。

8 第一項及び第二項(第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む)の規定は、法第二十八條第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第二号及び第二項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは、「法第二十八條第一項の申請」と読み替えるものとする。

9 第一項及び第二項(第三項において準用する場合を含む)の規定は、法第二十九條第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは、「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは、「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発

行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

11 第一項及び第二項（第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二條 略

2 申請者は、法第二十二條第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあつては、附票管理市町村長。以下この条及び第四十六條において同じ。）が個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、申請者又は当該申請者の代理人が暗証番号を当該各号に定める者に届け出ることとし、当該各号に定める者が当該暗証番号を設定するものとする。

一 番号利用法施行令第十三條第六項ただし書の規定による個人番号カードの交付を受ける場合又は申請者がその代理人を通じて個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請をする場合 住所地市町村長

二 番号利用法第十七條第三項の個人番号カードの交付を受ける場合又は番号利用法施行令第十三條第六項本文の規定による個人番号カードの交付を受ける場合 機構

〔3・4 略〕

（住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に資する事情）

第四十七條の二 略

〔一五 略〕

六 申請者が特定年齢未満申請者であること。

〔七 略〕

2 前項の規定は、法第二十二條の二第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。この場合において、前項第一号中「第二十二條第九項」とあるのは「第二十二條の二第三項」と、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第四項において読

行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

10 第一項及び第二項（第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定は、法第二十九条第三項において準用する法第二十二條の二第二項において準用する法第二十二條第三項の規定による書類の提示又は提出の求めについて準用する。この場合において、第一項第一号中「申請者が」とあるのは「届出者が」と、「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と、第二項中「申請者本人」とあるのは「届出者本人」と、同項第二号中「個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請」とあるのは「法第二十九条第一項の届出」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「当該申請」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

（個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の作成の方法等）

第四十二條 同上

2 申請者は、法第二十二條第四項の規定により住所地市町村長（申請者が国外転出者である場合にあつては、附票管理市町村長。次項及び第四十六條において同じ。）が個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号を作成し、及びこれらを同項の個人番号カードに記録するときは、当該個人番号カードに記録された個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号を設定するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔3・4 同上〕

（住民基本台帳に記録されている者の利便及び迅速な個人番号カード利用者証明用電子証明書の提供に資する事情）

第四十七條の二 同上

〔一五 同上〕

〔新設〕

〔六 同上〕

2 前項の規定は、法第二十二條の二第三項に規定する総務省令で定める事情について準用する。この場合において、前項第一号中「第二十二條第九項」とあるのは「第二十二條の二第三項」と、同条第十項において読み替えて準用する同条第二項」とあるのは「同条第四項において読

み替えて準用する同条第二項において読み替えて準用する法第二十二條第二項」と、同項第二号中「住所都市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第三号から第五号までの規定中「住所都市町村」とあるのは「附票管理市町村」と、同項第七号中「住所都市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」と読み替えるものとする。 〔3ゝ6 略〕 （個人番号カードがその効力を失い使用できなくなった場合の届出の特例） 第五十三條 法第二十二條第四項（同条第十項及び法第三條の二第二項（同条第四項及び第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用符号を記録した個人番号カードが、番号利用法第十七條第十項の規定によりその効力を失い、使用できなくなったときは、機構に対し、当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明利用符号に係る利用者証明利用者による法第二十九條第一項の規定による法第二十二條第四項の個人番号カードが使用できなくなった旨の届出があつたものとみなす。 （認証業務関連事務の委任） 第六十五條 市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令第三十五條第一項に規定する個人番号通知書・個人番号カード関連事務と併せて、法第二條第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。 〔一ゝ六 略〕 〔2・3 略〕		備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 （地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五條第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正） 第四條 地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五條第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改	正	後	（法別表第十八号の総務省令で定める事務） 第十八條 法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 略〕 三 番号利用法第十七條第一項の規定による交付 四 番号利用法第十七條第六項の規定による提出を受けること又は同条第七項の規定による措置を講ずること若しくは返還 五 番号利用法第十七條第八項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第七項の規定による措置を講ずること若しくは返還
			（法別表第十八号の総務省令で定める事務） 第十八條 法別表第十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 〔一・二 同上〕 三 番号利用法第十七條第一項の規定による申請の受理、その申請に係る事実についての審査又は交付 四 番号利用法第十七條第五項の規定による提出を受けること又は同条第六項の規定による措置を講ずること若しくは返還 五 番号利用法第十七條第七項の規定による届出の受理、その届出に係る事実についての審査若しくは提出を受けること又は同項後段において準用する同条第六項の規定による措置を講ずること若しくは返還

備考	六	番号利用法第十七条第九項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
	七	番号利用法第十七条第十一項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領又は番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄
	「八 略」	
	九	番号利用法施行令第三条第五項若しくは第四条第二項の規定による求め、番号利用法施行令第十三条第六項の規定による求め又は番号利用法施行令第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令
	十	番号利用法施行令第十三条第二項の規定による申請書の受付又はその申請書の形式の確認
	「十一 略」	
	十五	個人番号カード等省令第三十三条第二項から第六項までに規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査、同条第四項から第六項までの規定による設定又は同条第九項の規定による提出を受けること、変更若しくは返還
	「十六 略」	
	備考 表中の「」の記載は注記である。	

	六	番号利用法第十八項の規定による届出の受理若しくはその届出に係る事実についての審査、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成二十六年総務省令第八十五号。以下この条において「個人番号カード等省令」という。）第三十条の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
	七	番号利用法第十八項若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下この条において「番号利用法施行令」という。）第十五条第三項若しくは第四項の規定により返納される個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この条において同じ。）の受領、番号利用法施行令第十五条第二項（個人番号カード等省令第三条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項の規定による書面の受領又は番号利用法施行令第十七条の規定による廃棄
	「八 同上」	
	九	番号利用法施行令第三条第五項若しくは第四条第二項の規定による求め、番号利用法施行令第十三条第四項の規定による求め又は番号利用法施行令第十六条第一項若しくは第二項の規定による命令
	十	番号利用法施行令第十三条第一項後段の規定による申請の受付又はその申請の形式の確認
	「十一 略」	
	十五	個人番号カード等省令第三十三条第二項から第四項までに規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査、同条第二項から第四項までの規定による設定又は同条第七項の規定による提出を受けること、変更若しくは返還
	「十六 同上」	

第五條 個人番号カードを引き渡すことができる領事官等に関する省令（令和六年総務省・外務省令第一号）の一部を次のように改正する。			
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。			
備考	改正後	改正前	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十六条の二第四項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。 「一・二 略」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十六条の二第三項に規定する総務省令・外務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。 「一・二 同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

- この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第十八条の改正規定は、公布の日から施行する。（経過措置）
- 第二条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する命令第二十二条の二第一項、第二項及び第四項に規定する期間には、この命令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に行われた同条第一項の国内転入後転入届及び同条第二項の届出並びに施行日前に生じた同条第四項の個人番号カードの交付を速やかに受ける必要があることに係る事由から起算される期間を含まないものとする。
- この命令の施行の際現に申請され、又は発行されているこの命令による改正前の個人番号カードの様式については、なお従前の例による。